

山形県における運動部活動と地域等の連携の在り方 に関する検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 山形県における運動部活動と地域等の連携の在り方に関して、有識者による検討を行うため、山形県における運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会(以下「委員会」)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、山形県の運動部活動改革が「生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築」と「教員の働き方改革」を両立させたものとなることを目指すために、運動部活動と地域等との連携の在り方について、スポーツ庁が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を踏まえ、専門的な見地から検討を行うものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、有識者のうちから山形県教育長が委嘱又は任命する。

2 必要があればオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年度とする。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の予定された任期が満了すべき時までとする。

3 委員は再任をさまたげない。

(座長)

第5条 委員会に座長を置き、山形県教育委員会教育次長とする。

2 座長は、会務を処理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、座長が招集する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、山形県教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。